

## 原油価格高騰対策運送事業者等支援事業の実施について

### 1 概要

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、原油価格高騰の影響を受けている市内の運送事業者等に対し、燃料経費に対する補助金を交付することにより、事業継続を支援するもの。

### 2 補助金の名称

原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金（新規）

### 3 対象

次の①から③全ての要件を満たす事業者

①中小企業（法人）：令和5年10月31日以前から市内に事業所があり、今後も市内において事業を継続する意思を有する者

個人事業主：令和5年10月31日以前から市内に住所を有する事業者で、今後も事業を継続する意思を有する者

②自動車運送事業者：「一般貨物自動車運送事業者」、「特定貨物自動車運送事業者」、「貸切バス事業者」、「タクシー事業者」のいずれか

土砂等運搬事業者：大型自動車で土砂等を運搬し、表示番号の指定を受けた事業者

③市税を滞納していないこと。

### 4 補助金額

| 車両   | 補助額                |
|--|--------------------|
| ○準中型自動車以上の貨物自動車<br>（一般貨物・特定貨物）                   | 補助対象車両1台につき<br>5万円 |
| ○準中型自動車以上の貸切バス                                   |                    |
| ○土砂等を運搬する大型自動車（ダンプトラック）<br>【国から表示番号の指定を受けているダンプ】 |                    |
| ○タクシー  | 補助対象車両1台につき<br>2万円 |

※補助金の上限額 50 万円（1 事業者 1 回限りの申請）

※準中型自動車以上とは、車両総重量 3.5 t 以上又は最大積載量 2 t 以上

5 申請締切

令和6年1月下旬から3月15日まで

※ただし、予算の上限に達した場合は、申請期限内であっても終了となります。

6 事業費

77,000千円

**【問合せ】**

産業振興部 商工振興課

担当：平間

TEL:0282-21-2371